

議案第 2 1 号

三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 2 月 2 4 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

三次市国民健康保険条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「4 0 万 8 千円」を「4 8 万 8 千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る三次市国民健康保険条例第 4 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。